

## 電子交付サービス約款

### 第1条 （約款の趣旨）

本約款は、株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）が、第2条で規定する書面について、紙媒体での交付等に代えて当該書面に記載すべき事項（以下「記載事項」といいます。）を電磁的方法によりお客さまに提供するほか、同意の記録を電磁的方法により行うサービス（以下「電子交付サービス」といいます。）の方法等に関するお客さまとの取決めです。

### 第2条 （対象書面）

電子交付サービスにおいて取扱う書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の関係諸規則等（以下「法律等」といいます。）において規定される電子交付等（以下「電子交付」といいます。）が認められている書面及び当社の約款・規程等のうち、当社が定める以下の書面（以下「対象書面」といいます。）とします。

- 1) 契約締結前交付書面
- 2) 契約締結時交付書面
- 3) 取引報告書
- 4) 取引残高報告書
- 5) 特定口座年間取引報告書
- 6) 投資一任契約運用報告書
- 7) 投資信託説明書（交付目論見書）
- 8) 投資信託説明書（請求目論見書）
- 9) 投資信託約款
- 10) 投資信託運用報告書
- 11) その他上記に準ずる書面又は当社が電子交付により提供することを定めたもの

### 第3条 （電子交付方法）

1. 電子交付は、以下のいずれかの方法により、対象書面の記載事項を提供することにより行います。ただし、交付方法は対象書面ごとに当社が定めるものとします。
  - 1) 当社ウェブサイト又は当社が別途指定するアプリケーション内の認証が必要とされる特定の画面等（以下「当社電子交付画面」といいます。）にお客さまファイルを設け、当該お客さまファイルに対象書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法
  - 2) 公開ファイル（当社ウェブサイト又は当社が別途指定するアプリケーション内に

備えられたファイルであって、同時に複数の顧客の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいいます。) に対象書面の記載事項を記録し、お客さまの閲覧に供する方法

- 3) お客さまの指定する電子メールアドレスに、対象書面の記載事項を送信する方法
2. 前項各号の提供は、対象書面の記載事項を記録した PDF ファイルにより行う場合があります。PDF ファイルの閲覧をするためには、PDF ファイル閲覧ソフト及びウェブブラウザが必要です。これらの準備はお客さまにおいて行っていただきます。
3. 当社は、対象書面の電子交付を行い又は行った場合には、その旨をお客さまに通知するものとします。ただし、お客さまが当該対象書面を既に閲覧していた場合等は、この通知を行わない場合があります。
4. お客さまは、電子交付サービスの提供開始以前に書面による交付等を受けた対象書面及び電子交付サービスの終了後に書面による交付等を受ける対象書面について、電子交付を受けることはできないものとします。
5. 当社は、法律等の改正、監督官庁の指示等何らかの理由が生じ、又は当社が必要と判断したときには、対象書面の電子交付を中止等し、既に電子交付した対象書面を含め、対象書面を紙媒体等により交付することがあります。

#### **第4条 (電子交付サービスのご利用と本約款の適用)**

1. お客さまが当社所定の手続により本約款の内容にご同意いただいた場合、電子交付に関する当社とお客さまの間の契約が成立し、本約款に従い電子交付サービスをご利用いただくことができます。この同意は、対象書面すべてについて行っていただきます。なお、当社が、お客さまにおいて電子交付サービスをご利用いただくことが不適当と判断した場合には、電子交付サービスの利用をお断りすることがあります。
2. 当社は前項のご同意をもって、お客さまが、次の各号に掲げる事項を十分に理解し、お客さまご自身の判断と責任において電子交付サービスをご利用されることに同意したものとみなします。
  - 1) インターネットを利用し、当社電子交付画面に接続することができること
  - 2) 当社から電子交付を受けた対象書面の内容をすみやかに確認すること
  - 3) 電子交付した対象書面（作成基準日が到来して電子交付することが確定している書面を含みます。）について、紙媒体での再交付、お客さまに代わっての印刷及び配布は原則として行わず、紙媒体で保管する必要がある場合はお客さまご自身で印刷等により保管していただかなければならないこと
3. お客さまが電子交付サービスの申込みを行う場合は、当社が別に定める「サービス利用約款」、「投資一任契約約款」、「投資信託取引口座約款」及び「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に基づく取引又はサービスの申込みを同時に行うものとし、当社は、お客さまが第1項の承諾をする場合に限り、これらの申込みを承諾するもの

とします。

#### **第5条 （対象書面の交付日）**

対象書面を電子交付する日（以下「交付日」といいます。）は、書面の種類によって異なります。各書面の交付日は、電子交付画面に表示するところによります。

#### **第6条 （電子交付の閲覧期間）**

対象書面をお客さまの閲覧に供する期間は、交付日から最低5年間とします。

#### **第7条 （停止又は終了）**

1. 当社は、次に掲げる場合には、対象書面の閲覧を停止することができるものとします。
  - 1) 対象書面の記載事項を紙媒体により交付した場合
  - 2) お客さまの承諾を得て、お客さまの指定する電子メールアドレスに送信する方法又はCD-ROM等に記録し交付する方法により提供した場合
2. 当社は、次に掲げる場合には、電子交付サービスを終了するものとします。この場合、当社はお客さまから電子交付を行った記載事項を消去する指図があったものとみなし、記載事項を消去する場合があります。
  - 1) 「サービス利用約款」に基づき当社サービスが終了する場合
  - 2) 当社の判断により当社のすべてのお客さまに対し電子交付サービスの提供を終了した場合
  - 3) お客さまが当社所定の方法により電子交付サービスの利用中止を申し出た場合
  - 4) その他、やむを得ない事由により、当社が電子交付サービスの中止を申し出た場合
3. 対象書面の閲覧が停止され又は電子交付サービスが終了した場合には、それ以前に電子交付された対象書面の閲覧はできなくなりますので、お客さまの使用に係るコンピューターへのダウンロード又は紙媒体での出力を行っていただきます。また、停止又は解除以降の対象書面は、紙媒体により交付される場合があります。

#### **第8条 （約款の変更）**

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

**第9条 （準拠法及び合意管轄）**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

**第10条 （当社が別に定める約款等の適用）**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとします。

以上

2020年11月24日制定

## サービス利用約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の趣旨)

本約款は、株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）が提供するインターネット取引サービス（当社が別に定める「投資一任契約約款」、「投資信託取引口座約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「電子交付サービス約款」に基づき提供する取引又はサービスを含みます。以下、総称して「本サービス」といいます。）の利用に関するお客さまとの取決めです。

#### 第2条 (本サービスの利用)

1. お客さまは、当社所定の方法により、本サービスの利用を当社に申し込むものとし、当社が承諾した場合に本サービスを利用できます。当社は、お客さまによる本サービスの申込みの際及び本サービス利用開始後適宜に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます。）、その他の法令諸規則及び当社が定めるところに基づき本人確認を行い、お客さまはこれに応じるものとしします。
2. 本サービスは、当社が前項の申込みを受け付け、所定の手続を完了した時以降に利用を開始することができます。また、利用開始後は、お客さまが入力した電子メールアドレス・パスワードと当社が管理する電子メールアドレス・パスワードが一致した場合又はお客さまと当社の間で合意したその他の方法で本人確認ができた場合に、本サービスを利用することができます。電子メールアドレス・パスワードの一致により本人確認が行えた場合、取引注文等は正当なる利用者によってなされたものとみなすものとしします。
3. お客さまの電子メールアドレス・パスワードの管理はお客さまの責任において行うものとしします。当社は、窃取、詐欺、漏えい、不正使用にかかる損害について一切その責を負いません。
4. お客さまは、自己資金により自己のために本サービスを利用することとし、理由の如何を問わず、電子メールアドレス・パスワードを第三者に使用させ、又は譲渡、貸与、名義変更若しくは売買等を行うことはできないものとしします。
5. 本サービスのご利用に必要な通信用の機器等は、お客さまご自身にてご用意いただくものとしします。
6. 当社は、以下の事由に該当する場合には、いかなる理由があっても第1項の承諾をしないものとしします。なお、以下の事由に該当しない場合であっても、当社は承諾をしない

ことがあります。

- 1) お客さま又はお客さまの代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等又はこれらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）であることが判明した場合
  - 2) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合、又はこれらに類するやむを得ない事由があった場合
7. その他、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、原則として、第1項の承諾をしないものとします。
- 1) 非居住者の場合
  - 2) 20歳未満の場合
  - 3) 成年被後見人又は被補佐人の場合
  - 4) 外国 P E P s（犯収法施行令第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる者（外国の元首、外国政府等において重要な地位を占める者及び過去にこれらの者であった者並びにこれらの者の家族等）をいいます。以下同じ。）の場合
  - 5) 経済制裁対象者等に該当若しくは経済制裁対象者等と密接な関係を有していることが認められた場合又はその疑いが合理的に認められる場合
  - 6) 個人番号確認書類及び本人確認書類等をご提出いただけない場合
  - 7) その他、当社が取り決めるところに照らして不適格と判断した場合
8. お客さまが本サービスの申込みを行う場合は、当社が別に定める「投資一任契約約款」、「投資信託取引口座約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」、「電子交付サービス約款」に基づく取引又はサービスの申込みを同時に行うものとし、当社は、第1項の承諾をする場合に限り、これらの申込みを承諾するものとします。
9. 当社が第1項の承諾をしない場合においても、当社は、その理由を開示する義務を負わないものとします。

### 第3条 （届出事項）

1. お客さまには、本サービスの申込みを行う際及び本サービス利用開始後適宜、お客さまの氏名、住所、電話番号、生年月日、電子メールアドレス、職業、投資目的等を届け出ていただきます。なお、仮名、借名、気付住所は認められません。
2. 当社への届出事項に変更があった際には、お客さまは当社所定の手続により遅滞なく当社に届け出ていただきます。
3. 前項の届出があったときは、当社の指示により、必要と認められる書類等をご提示いただきます。なお、当該届出があったときは、当社所定の手続を完了した後でなければ、お客さまへの金銭のお支払い又は解約のご請求には応じられません。

4. 当社が、お客さまが届出をした住所又は電子メールアドレスに宛てて、本サービスに関する諸通知を送付したにもかかわらず、転居、不在、変更や削除その他当社の責めに帰すことができない事由により、当該諸通知が延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきであったときに到着したものとして取扱います。
5. 届出事項の変更があったにもかかわらず当該変更に係る届出がない場合、又は届出内容に関する当社からの問い合わせにご回答いただけない場合は、お客さまからのご入金、お客さまへの金銭のお支払い、解約のご請求、口座振替のご利用等の取引又はサービスを制限させていただくことがあります。

#### **第4条 （個人番号の届出）**

お客さまには、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）、その他の関係法令等の定めに従って、本サービスの申込時、個人番号の通知を受けたとき、又は番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの個人番号を当社に届け出ていただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

#### **第5条 （個人情報等の取扱い）**

当社は、お客さまよりお届けいただいた氏名、住所、電話番号、個人番号等、お客さまを特定し得る個人情報等を、別に定める「個人情報保護方針」により取り扱うものとします。

#### **第6条 （利用時間）**

お客さまが本サービスを利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

#### **第7条 （本サービス利用の禁止）**

当社は、お客さまに本サービスをご利用いただくことが不相当と判断した場合には、本サービスのご利用をお断り、制限又は停止することがあります。

## **第2章 金銭の受渡方法**

#### **第8条 （金銭の授受）**

お客さまと当社間の本サービスに係る金銭の授受は、原則として円貨によることとします。

## 第9条 （入金の取扱い）

お客さまは本サービスのご利用にあたり、当社が指定する金融機関口座等へ、当社所定の方法により入金を行うものとします。なお、当社が指定する金融機関口座等へ振込を行う場合は、振込元口座の名義は、当社に開設したお客さま名義の口座（以下「お客さま口座」といいます。）の名義と同一であることが必要となります。当社は、お客さまによる当社指定金融機関口座等への入金を確認した場合には、当該入金に係る金銭を当社に開設したお客さま口座に記帳するものとします（お客さま口座に入金された金銭（以下「預り資金」といいます。）及び有価証券を以下、併せて「預り資産」といいます。）。

## 第10条 （出金の取扱い）

1. お客さまが本サービスに関して、お客さま口座より預り資金を出金する場合には、お客さまのあらかじめ指定する預貯金口座（以下「出金先口座」といいます。）に当社所定の方法により振込を行う方式（以下「振込先指定方式」といいます。）、又は当社が提供する各種サービスの内容に従い当社が別途定める方式により行うものとします。なお、当社はお客さま口座からの現金や小切手等による払い出しは取り扱いません。
2. 振込先指定方式の場合には、お客さまは以下の各号及び当社所定の方法に従い、出金先口座をあらかじめ当社に届出いただくものとします。
  - 1) 出金先口座はお客さま口座の名義と同一としてください。
  - 2) 出金先口座はお客さまお一人につき1口座とします。
  - 3) 出金先口座の変更を行う場合には、当社所定の方法により当社に届け出てください。

出金先口座の指定は、当社所定の方法に従って審査及び登録処理を完了してからの取扱いとなります。当社は、かかる振込の遅延又は不能により生じたお客さまの損害については、その責を負わないものとします。

3. お客さまが、あらかじめ当社所定の手続により出金の申込みを行った場合、当社は、当該申込に基づき、お客さまの出金先口座に振り込みます。
4. お客さま口座からの出金の申込みに係る当社の受付時間は当社が別途定めるものとします。

## 第11条 （振込手数料）

お客さまによる当社指定金融機関口座等への入金又は当社によるお客さまの出金先口座への出金に係る振込手数料の取扱いについては、当社が別途定めるものとします。

## 第3章 報告・連絡

### 第12条 (取引報告書)

1. 当社は、投資一任契約に基づきお客さまに代わって行う投資信託受益証券の取得及び解約に係る注文が成立したときには、遅滞なく、取引報告書をお客さまに交付します。
2. お客さまは、投資一任契約に基づく有価証券の売買その他の取引が行われた場合、当該取引について契約締結時交付書面の交付を要しない旨を承諾することとします。

### 第13条 (取引残高報告書)

1. 当社は、3ヵ月に1回以上、期間内のお取引内容及びお取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客さまに交付します。お取引がない場合は、1年に1回以上、取引残高報告書をお客さまに交付します。
2. 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、取引残高報告書を受領した場合は、すみやかにその内容をご確認ください。
3. 当社からの報告書等の記載内容についてご不審な点があるときは、すみやかに当社に直接ご連絡ください。

## 第4章 雑則

### 第14条 (事務費用等)

1. 当社は、お客さまより、本サービスに係る費用（第11条に定める振込手数料や投資一任運用報酬を含みます。）として、当社が別途定める事務費用等をいただくことがあります。
2. 前項に基づき一旦お支払いいただいた手数料は返金はいたしません。

### 第15条 (情報利用の制限)

1. お客さまは本サービスにより取得した情報を、お客さま自身の資産運用の資料としてのみ使用するものとし、次のことを行わないものとします。
  - 1) 本サービスにより取得した情報（これらを複製したものを含みます。以下同じ。）を第三者に漏えい若しくは提供し、又は第三者と共同で利用すること。
  - 2) 本サービスにより取得した情報を、営業に利用することのほか、第三者へ提供する目的で加工又は再利用（再配信を含みます。）すること。

- 3) お客様の電子メールアドレス・パスワード、その他認証コード等を第三者に譲渡する、第三者の利用に供する、又は譲渡、貸与、名義変更若しくは売買等を行うこと。
2. 前項に反するものと当社が判断した場合、当社は本サービスを中止します。なお、本サービスの中止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はすべてお客様の負担とし、お客様は当社に対し請求は行わないものとします。

#### **第16条 (個人データ等の第三者提供に関する同意)**

お客様は、米国政府及び日本政府からの要請により、当社がお客様について、外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）上の報告対象として、次の各号のいずれかに該当する場合及び該当する可能性があるとして当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）が米国税務当局へ提供されることがあることに同意するものとします。

- 1) 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- 2) 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- 3) FATCA の枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法第 1471 条及び第 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

#### **第17条 (事務処理の第三者への委託)**

1. 当社は、お客様の取引に関する情報の取扱を含む事務処理を、お客様の承諾を得ずに当社以外の第三者に委託することができるものとします。
2. 当社が事務処理を委託する第三者は、保有するお客様の個人情報厳正に管理し、その業務目的以外に使用しないものとし、当社は、当該第三者を適切に監督するものとします。

#### **第18条 (後見人開始等の届出)**

1. 家庭裁判所の審判により、お客様について補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他の必要な事項を書面により当社に届け出ていただきます。
2. 家庭裁判所の審判により、お客様について任意後見監督人が選任されたときは、直ちに任意後見監督人の氏名その他の必要な事項を書面により当社に届け出ていただきます。
3. 既にお客様が補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、又は任意後見監督人の選任がされているときは、第 1 項に従い、当社に届け出ていただきます。

4. 第1項から前項までの届出事項に取消又は変更が生じたときは、前各項に準じて当社に届け出ていただきます。
5. 第1項から前項までに係る届出前に生じたお客さまの損害については、当社はその責を負いません。

#### 第19条 (本サービスの終了)

1. 次に掲げるいずれかに該当する場合には、本サービスは終了するものとします。
  - 1) お客さまが当社所定の方法により本サービスの解約を申し出た場合
  - 2) 当社の判断により、当社のすべてのお客さまに対し、本サービスの提供を終了した場合
2. 以下の各号に規定する事項が存在する場合、当社はお客さまに解約を申し入れることにより、本サービスを終了することができます。
  - 1) お客さまが本サービス申込時に行った確約に関して虚偽の申告をしたことが認められた場合
  - 2) お客さま又はお客さまの代理人が反社会的勢力であると判明した場合
  - 3) お客さまが当社との取引に関して、脅迫的な言動若しくは暴力を用いた場合、法的責任を超えた不当な要求を行った場合、風説の流布若しくは偽計・威力により当社の信用を毀損若しくは当社の業務を妨害した場合
  - 4) お客さまが米国納税義務者であること又は税法上日本国の居住者でないことが判明した場合
  - 5) 当社の指定する時点において、お客さまのいずれの口座においても残高がなく、かつ、お取引がないまま5年を経過した場合
  - 6) お客さまが当社のシステムに対して、著しく多くのアクセスを行うことにより相当の負荷がかかることとなり、他のお客さまの取引に影響を及ぼす状況であると当社が判断した場合
  - 7) お客さまが支払うべき金銭を当社の定める時限までに当社へ支払わない場合
  - 8) お客さまが本サービスに係る届出・報告事項又は第2条第1項の本人確認に係る本人特定事項等について事実と反する届出等を当社に対し行った、又は届出・報告を行うべき事項等について届出等を行わなかったと当社が判断した場合
  - 9) お客さまが本約款又は当社の他の約款・規程、その他法令諸規則等に違反した場合
  - 10) お客さまが第21条に定める本約款の変更又は当社の他の約款の変更に同意しない場合
  - 11) お客さまからの預り資産の全部又は一部が、犯罪行為により不正に取得したものであると当社が判断した場合
  - 12) お客さまからの預り資産の全部又は一部が、お客さまご自身の資産ではない疑いがあると当社が判断した場合

- 13) お客様の所在が不明となり、不在者財産管理人が選任された場合
  - 14) お客様が死亡（認定死亡、失踪宣告があった場合を含みます。）したことを当社が確認した場合、又は失踪の宣言を受けた場合
  - 15) お客様が意思能力を失い又はお客様の判断能力が著しく低下し、その回復の見込みがないと当社が判断した場合、又はお客様について成年後見又は補佐開始の審判がされたことを当社が確認した場合
  - 16) お客様、お客様の代理人又はお客様の関係者等が当社に対し、損失補てん等、当社に履行義務のない行為を不当に要求した場合
  - 17) お客様が本サービスに係るお客様口座を第三者と共同利用している、又は第三者に貸与している疑いがあると当社が判断した場合
  - 18) 同一のお客様において、当社の事由による場合を除き、複数の口座保有が認められた場合。なお、事由の如何を問わず、その重複口座の解消のため、当社は、当該お客様にかかるすべての口座、又は一部の口座を解約することができるものとします。
  - 19) 前各号のほか、本サービスを終了することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当した場合、又は、やむを得ない事由により当社がお客様に対し本サービスの終了の申出をした場合
3. 当社は、前項各号に該当すると判断した理由についてお客様に開示できない場合があります。
  4. お客様が本サービスの解約を希望する場合、10 営業日前までに書面又は電磁的方法をもって当社所定の方法による解約の予告をしなければならないこととします。
  5. 本サービスが解約された場合、当社はお客さまからの預り金を当社が別途定める方法によりお客様に返還するものとします。
  6. 本サービスが解約された場合、当社は法令諸規則等及び当社所定の手続に従いお客様口座を廃止できるものとします。

## 第20条 （免責事項）

当社は、次に掲げる事項により生じるお客様の損害については、その責を負わないものとします。

- 1) 当社所定の証書等に記載された内容を相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預かりした有価証券又は金銭を返還したことにより生じた損害
- 2) 当社が第 10 条により金銭を出金先口座へ振り込んだ後に発生した損害
- 3) 所定の手続により返還の申出がなかったため、又は届出事項と相違する証書等の提出のためにお預かりした有価証券又は金銭を返還しなかったことにより生じた損害
- 4) 当社の帰責によらず、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があっ

たことにより生じた損害

- 5) 名義書換又は提供を要する場合に、当社がその通知を行ったにもかかわらず所定の期日までに名義書換等の手続につきご依頼がなかったことにより生じた損害
- 6) 天災地変、政変、同盟罷業、非常事態（戦争、クーデター、金融危機）、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭及び有価証券の授受、又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害
- 7) 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- 8) 通信回線、通信機器及びコンピューター等のシステム機器の障害若しくは瑕疵、これらを通じた情報伝達システム等の障害若しくは瑕疵、又は第三者の妨害、侵入、情報改変等により本サービスの提供ができなくなったこと、又は本サービスによる情報伝達の遅延、不能若しくは誤作動等により生じた損害
- 9) お客さまが入力したか否かにかかわらず、お客さまの電子メールアドレス・パスワードの一致により当社が本人確認を行い、預り資産を受け入れ、当該預り資産により本サービスによる取引が行われたことにより生じた損害
- 10) お客さまが入力したか否かにかかわらず、お客さまの電子メールアドレス・パスワードの一致により当社が本人確認を行い、金銭の授受、その他の処理が行われたことにより生じた損害
- 11) 当社の故意又は重大な過失に起因するものでなく、お客さまの電子メールアドレス・パスワード、その他認証コード又は取引情報等が漏えいし、盗用されたことにより生じた損害
- 12) お客さまが入力した電子メールアドレス・パスワードが一致しなかった等のために本人確認を行えず、取引、振替等が行えなかったことにより生じた損害
- 13) お客さまが本約款、その他の当社との契約事項に反したことにより生じた障害
- 14) 本サービスの内容や利用方法等についてお客さまが誤解し又は理解不足であったことにより生じた損害
- 15) 金銭の入出金や有価証券等の入出庫において、投資機会を逸失したことにより生じた損害
- 16) 第3条の届出がないこと、又は届出が遅延したことにより生じた損害
- 17) 本サービスの解約により生じた損害
- 18) 第7条の規定により生じた損害

## 第21条 （約款の変更）

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。

2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

**第22条 （準拠法及び合意管轄）**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

**第23条 （当社が別に定める約款等の適用）**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとします。

以上

2021年2月12日改定

## 投資一任契約約款

### 第1条 （約款の趣旨）

本約款は、株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）の金融商品取引法第2条第8項第12号ロに基づく投資一任契約（以下「本投資一任契約」といいます。）に関するお客さまとの取決めです。

### 第2条 （本投資一任契約の目的）

1. 本投資一任契約では、金融商品取引法第2条第8項第12号ロに基づき、お客さまが当社に開設したお客さま名義の口座（以下「お客さま口座」といいます。）における預り資産（以下「預り資産」といいます。）の運用に関し、お客さまが当社に対し、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断の全部を当社に一任し、当社はこれを引き受けるものとします（本投資一任契約に基づき提供されるサービスを以下「本投資一任サービス」といいます。）。
2. お客さまは、前項に定める投資判断に基づき運用を行うのに必要な一切の権限を、当社に委任することとします。
3. 本投資一任契約に基づく預り資産の運用による損益は、すべてお客さまに帰属するものとします。

### 第3条 （投資一任契約の成立及び効力発生）

1. 本投資一任契約は、当社所定の方法によりお客さまから申込みがなされ、当社が承諾した時点で成立とします。ただし、効力発生日は、次項に定める日とします。なお、お客さまが本投資一任契約の申込みを行う場合は、当社が別に定める「サービス利用約款」、「投資信託取引口座約款」、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」及び「電子交付サービス約款」に基づく取引又はサービスの申込みを同時に行うものとします。
2. 投資一任契約の効力発生日は、別段の定めのない限り、第1項の申込手続により開設したお客さま口座に、最低入金額として第10条第1項に規定する最低投資金額以上の金額が入金された日（以下「運用開始日」といいます。）とします。
3. 本投資一任サービスは、運用開始日以降に開始し、また、当社所定の方法により、お客さままたは当社から別途、本投資一任サービスの終了の申出がなされた日以降に終了します。

### 第4条 （運用権限の委託）

当社は、金融商品取引法第42条の3第1項に定める運用権限の委託は行いません。

## 第5条 (運用ガイドライン)

1. 当社は、お客さまの預り資産を次の運用ガイドラインに基づき運用します。

### 1) 投資対象

お客さまの預り資産のすべてについて、当社が自ら設定する複数の投資信託受益証券（以下「当社投資信託」といいます。）に投資するものとし、お客さまはこれに同意するものとします。なお、当社が加入する一般社団法人日本投資顧問業協会の規則により、当社が自ら設定する投資信託を預り資産に組入れる場合には、原則として事後すみやかに理由その他関連事項を開示等する旨が定められていますが、当社がお客さまの利益に資すると判断し当社投資信託を組入れる場合は、本約款、取引報告書、投資信託運用報告書等に記載される事項をもって、同規則により開示すべき事項とし、お客さまはこれに同意するものとします。この取扱は、原則として変更いたしません。

### 2) 運用方針

本投資一任契約の成立に際し、又は、本投資一任契約締結後に当社ウェブサイト又は当社が別途指定するアプリケーションで提供されるお客さまページにおいてお客さまが入力した情報を用い、下記 3)の方法に従い判定したお客さまの目標ポートフォリオに基づき複数の当社投資信託への投資を行い、お客さまが許容する（若しくは求める）リスクの量及び性質の範囲において様々なリスク・プレミアムを確保し、単位変動リスクあたりのリターンを最大化させることを目指した運用を行います。

### 3) 適合性推定

「リスク許容度の推定」及び「リスク性質配分の推定」の2段階に分けて適合性推定を行います。「リスク許容度の推定」においては、投資家の許容できる最大リスク量を推定し、「リスク性質配分の推定」においては、投資家のリスクに対する選好度や特性を推定します。これらの2種類の推定によって得られる投資家の状態を元に、目標ポートフォリオの計算を行います。なお、適合性を推定した結果、本投資一任サービスを提供することが適当でないと判断される場合、当社は当該投資家と本投資一任契約を締結しません。

### 4) モニタリング及びリバランス

当社投資信託及びその保有割合については、原則として、毎日モニタリングを行い、目標ポートフォリオとの乖離が基準値を超えた場合にはすみやかにリバランスを行います。

### 5) 受注執行

当社は、当社の裁量により、お客さまに代わって当社投資信託の取得及び解約に係る注文を執行します。ただし、次のいずれかに該当する場合には、あらかじめお客さまに連絡することなく当該注文を執行しないことがあります。

- ① 注文を執行するまでにお客さまが本約款及び当社の他の約款・規程等に反した場合
- ② 合理的な理由により当社が発注の停止を判断した場合  
当社がお客さまに代わって行う当社投資信託の取得及び解約に係る注文は、当該注文が未約定であった場合でも、変更又は取消を行うことはできません。お客さま自らが当社投資信託の取得及び解約に係る注文を行うことはできません。
2. 当社においてお客さま口座へのご入金を確認された日（当社投資信託の購入・換金申込受付不可日の場合は翌営業日とします。）に、入金額に相当する当社投資信託を、運用方針に基づき選定し取得の発注を行います。
3. 出金の申込みがあった場合には、出金申込日（当社投資信託の購入・換金申込受付不可日の場合は翌営業日とします。）に、お客さま口座に保有されている当社投資信託について、口数指定により解約の発注を行います。
4. お客さまが申込みされた出金額（以下「出金申込額」といいます。）が、当該申込日におけるお客さま口座の残高と同額か上回る場合には、お客さま口座に保有されている当社投資信託の全残高について解約の発注を行います。
5. 当社投資信託の取得及び解約は、各投資信託の投資信託約款の定める方法により、取得については追加設定、解約については解約請求により行います。

## 第6条 （投資一任運用報酬）

1. お客さまは、本投資一任契約に係る業務の対価として、毎月最終営業日を「報酬計算日」として以下に定める方法により算出される「運用成果報酬」を、翌月第1営業日に当社に支払うものとします。なお、運用成果に連動しない「運用基本報酬」はありません。
2. 前項の運用成果報酬は、報酬計算日時点の「総投資評価額（未収受の運用成果報酬を含みます。以下同じ。）」が、各報酬計算日における「ハイ・ウォーター・マーク（HWM、次項に定義します。）」を超過している場合に限り、その超過分に対して下表に準じた報酬料率を乗じることにより計算されます。

報酬計算日前日時点の HWM	HWM 超過分に対する報酬料率
1 円以上 80 万円未満	6 分の 1.1（税別 6 分の 1）
80 万円以上 200 万円未満	7 分の 1.1（税別 7 分の 1）
200 万円以上 500 万円未満	8 分の 1.1（税別 8 分の 1）
500 万円以上	9 分の 1.1（税別 9 分の 1）

3. 「ハイ・ウォーター・マーク（HWM）」は、以下のとおり算定します。
  - 1) 投資一任契約締結時には 0 円として開始され、運用開始日以降、お客さま口座へのご入金ごとに当該入金額が投資元本として加算されます。
  - 2) 報酬計算日においては、(i)当該報酬計算日における総投資評価額が、その時点における HWM を超過した場合、運用成果報酬額及びこれに係る消費税相当額を控

除した後の総投資評価額が、新しい HWM として設定され、(ii)当該報酬計算日における総投資評価額がその時点における HWM と同額又は下回る場合、HWM は変わらないものとします。

4. お客さまから全部もしくは一部出金の申込みがあった場合には、出金申込額に相当する部分に限り、出金申込日を報酬計算日として、「調整ハイ・ウォーター・マーク（調整 HWM）」に基づき前項までの報酬計算を行います。これにより、運用成果報酬が発生する場合には出金申込日の翌営業日に当該報酬を収受します。この際に用いられる調整 HWM は、出金申込日における HWM に対して、出金比率を乗じることで計算されます。当該出金に係る注文処理後は、出金申込日における HWM から調整 HWM を減じた額が新しい HWM として設定されます。
5. お客さまは、投資一任運用報酬に係る消費税相当額について、投資一任運用報酬を支払うときに投資一任運用報酬に加えて支払うものとします。
6. キャンペーンにより一定期間に限って、又は割引プログラムにより恒常的に、運用成果報酬を減額する場合があります。なお、キャンペーンの適用期間の前後や割引プログラムの適用前に発生した運用成果報酬は、原則として再計算および返金はいたしません。

#### **第7条 （その他手数料）**

第 6 条に定める投資一任運用報酬のほかに、お客さまにご負担いただく手数料はありません。ただし、当社投資信託の保有期間中にお客さまに間接的にご負担いただく費用があります。詳細については、当社投資信託目論見書をご確認ください。

#### **第8条 （当社投資信託の保有口座）**

本投資一任サービスで組入れる当社投資信託は、当社がその売買を発注し、お客さま口座で保有します。本投資一任サービスに基づき保有する当社投資信託の残高は、お客さま口座の口座区分（特定口座又は一般口座）で管理されます。本投資一任契約の締結日以降に、お客さま口座の口座区分を変更することはできません。お客さま口座で管理されている当社投資信託の残高は、特定口座から一般口座、または一般口座から特定口座に払出はできず、本投資一任サービスは終了（全額出金）されます。

#### **第9条 （預り資産の額）**

本投資一任契約に定める預り資産の額は、お客さま口座に預けられた額とします。

#### **第10条 （最低投資金額）**

1. 本投資一任契約における投資金額は、10 万円以上とします。
2. お客さまが預り資産の一部の出金を申し込む場合、原則として、当該一部の出金後の預り資産が 10 万円以上となるよう申し込むものとします。

#### **第11条 （預り資産の内容等）**

お客さまは、対象となる預り資産の内容等（運用プラン診断や口座開設における入力情報を含みます。）に変更がある場合には、事前に、当社にこれを通知するものとし、当社はかかる変更を確認するものとしします。

#### **第12条 （運用プランの変更）**

お客さまは、当社ウェブサイト又は当社が別途指定するアプリケーションで提供されるお客さまページにおいて、運用プランの内容を当社所定の方法により変更することができます。当社は、お客さまの申出による運用プランの変更に必要な理由があると認める場合に限り、当該申出日の翌営業日以降、運用プランの変更を行います。本投資一任契約の解約手続が開始されて以降は、運用プランの変更は一切受け付けません。

#### **第13条 （運用報告書）**

当社は、本投資一任契約に係る金融商品取引法第 42 条の 7 第 1 項に定める運用報告書を、6 ヶ月内に一度以上、お客さまに交付することとします。

#### **第14条 （投資判断者）**

本投資一任契約に基づく投資判断者は次のとおりです。

山口 雅史

#### **第15条 （忠実義務）**

1. 当社は、本投資一任契約に係る業務の遂行にあたっては、お客さまのため忠実にこれを行います。
2. 当社は、本投資一任契約に係る業務の遂行にあたっては、第 5 条に定める運用ガイドラインに基づき、お客さまに対して、善良な管理者の注意をもってこれを行います。

#### **第16条 （法令の遵守）**

当社は本投資一任契約に定める義務の履行に際しては、本投資一任契約に定める事項のほか、金融商品取引法その他の関係法令を遵守します。

#### **第17条 （運用の責任）**

当社は、本投資一任契約に従い、善良な管理者の注意をもって、忠実にお客さまの預り資産を運用した結果生じた損失の負担、又は、本投資一任契約の遂行に関しお客さまに対する特別の利益の提供は行わないものとし、またお客さまはこれらを当社に求めないものとしします。また、当社の責めに帰さない不可抗力により、本投資一任契約どおりの運用ができません。

い場合に生じる損失について当社は責任を負わず、お客さまは当社にその損失の負担を求めないものとします。当社の責めに帰さない不可抗力には、天変地災、当社の故意・過失に因らないシステム障害、その他当社の責めに因らない事由により生じた障害等があります。

#### **第18条 （システム障害時の注文）**

1. 第5条の規定にかかわらず、当社が本投資一任サービスに基づき、お客さまに代わって行う投資信託受益証券の取得及び解約に係る注文が、明らかに当社が提供するシステムの不具合に起因して、執行の遅延又は不能となった状態であると当社が判断した場合（お客さまに帰属する通信機器、携帯電話、固定電話、インターネット通信回線等の不具合や、金融商品取引所等や当社に価格等の情報提供を行う者の障害又は回線障害等、当社のシステムの不具合に起因しない場合を除きます。）には、当社の定める方法により注文内容等を精査・検証し、必要に応じて、本来約定すべきであった価格で約定追加、約定取消、又は単価訂正等（以下「過誤訂正処理」といいます。）を行うことがあります。
2. 前項の過誤訂正処理を行う場合には、お客さまへのお知らせへ又はその他の方法で連絡します。お客さまは過誤訂正処理を希望される場合には、所定の期限までに必要事項を回答するものとし、所定期日までに回答がない場合、当社の定める方法により処理するものとします。
3. 前2項の規定は、逸失利益及び機会損失には、適用しないものとします。

#### **第19条 （クーリング・オフ）**

本投資一任契約は、金融商品取引法第37条の6の規定に相当するクーリング・オフの対象にはなりません。

#### **第20条 （解約）**

1. 「サービス利用約款」に基づき、当社サービスが終了する場合には、本投資一任契約は解約されるものとします。この場合、お客さま口座に保有されている本投資一任契約に係る当社投資信託の残高について、当社が定める方法によりすみやかに換金手続きを開始します。
2. 本投資一任契約を解約した場合、本投資一任サービスも自動的に終了しますが、本投資一任サービスの終了（全額出金）のみでは、本投資一任契約は自動的に解約されません。本投資一任契約が解約されていない場合において、本投資一任サービスを過去に終了したお客さまは、再度ご入金いただき、当社がお客さまによる当社指定金融機関口座等への入金を確認することで、本投資一任サービスを再開することができます。

#### **第21条 （約款の変更）**

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

#### **第22条 （準拠法及び合意管轄）**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

#### **第23条 （当社が別に定める約款等の適用）**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとします。

以上

2021年2月12日改定

## 投資信託取引口座約款

### 第1条 （約款の趣旨）

本約款は、お客さまと株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）との間で行う投資信託に係る取引（以下「投信取引」といいます。）のために、当社に取引口座（以下「投資信託取引口座」といいます。）を開設することに関するお客さまとの取決めです。

### 第2条 （申込方法等）

1. お客さまは、当社所定の方法により、当社のインターネット取引サービス（以下「本サービス」といいます。）に申し込むことで、投資信託取引口座の申込みを同時に行うものとします。
2. お客さまが投資信託取引口座の申込みをされる場合には、「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」の提出（データによる提出を含みます。以下同じ。）を同時に行うものとします。
3. お客さまお一人につき1口座に限りお申込みをお受けします。

### 第3条 （振替決済口座の開設）

1. お客さまが、第2条のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取り扱う投資信託受益権の取引に係る振替口座簿においてお客さまの口座（以下「振替決済口座」といいます。）が開設されます。
2. 当社は、振替決済口座を、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程その他の関連諸規則の定めに従い取り扱うものとします。
3. 当社との間で締結した投資一任契約に基づき取得された投資信託受益権は、すべて投資信託受益権振替決済口座管理契約に基づき、当社における振替決済口座において管理します。

### 第4条 （分別管理）

1. 当社は、お客さまからお預かりする金銭（お客さまの権利に帰する金銭のうち、買付け前のお申込代金及びお客さまにお支払いする前の解約代金、収益分配金、償還金等）又はその相当額について、自己の固有財産と分別して管理し、顧客分別金として、本邦における信託会社又は信託業務を営む金融機関と信託契約を締結した上、法令諸規則の

定めるところに則して、信託を行うものとします。

2. 前項により行う信託の信託財産に属する金銭の運用は、法令諸規則の定める範囲に限定するものとします。

3. 当社が次の各号のいずれかに該当することとなった場合で、第1項により行う信託において当社の定める受益者代理人が必要と認めた場合には、受益者代理人が一括して元本受益権を行使し、お客さまに対して元本受益権に相当する額を返還します。この場合、お客さまに返還する金額は、当社がお客さまからお預かりした金銭の範囲内になります。

- 1) 金融商品取引法第52条第1項の規定により、同法第29条の登録を取り消された場合、又は業務の全部又は一部の停止処分を受けた場合
- 2) 破産、再生手続開始、更生手続開始、整理開始又は特別精算開始の申立てを行うことを決定した場合
- 3) 当社が自ら解散することを決定した場合
- 4) 当社が自らの金融商品取引業の廃止若しくは休止を決定した場合

#### **第5条 （お預かりする金銭に係る付利）**

当社は、お客さまの権利に帰するお預かりする金銭に対して、いかなる名目によっても利子をお支払いしません。

#### **第6条 （法令等の遵守）**

お客さま及び当社は、金融商品取引法、その他関係法令、一般社団法人投資信託協会及び一般社団法人日本投資顧問業協会の諸規則を遵守するものとします。

#### **第7条 （お問い合わせ）**

当社からの報告・連絡の記載内容等についてご不明な点等がある場合には、すみやかに当社へ直接ご連絡ください。

#### **第8条 （解約）**

1. 「サービス利用約款」に基づき、当社サービスが終了する場合には、投資信託取引口座は解約されます。
2. 投資信託取引口座が解約となった場合において、お客さまの権利に帰する投資信託の残高及び解約代金等の金銭があるときには、次のとおりとします。
  - 1) 投資信託の残高について、当社が定める方法によりすみやかに換金手続を開始します。
  - 2) 解約代金等のお客さまにお支払いすべき金銭については、原則として当社が別途定める方法によりお支払いします。

3. 法令等遵守のためお客さま情報等の確認及び資料の提出、取引の制限等を設ける場合があります。

#### **第9条 （約款の変更）**

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

#### **第10条 （準拠法及び合意管轄）**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

#### **第11条 （当社が別に定める約款等の適用）**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとします。

以上

2020年11月24日制定

## 投資信託受益権振替決済口座管理約款

### 第1条 （約款の趣旨）

1. 本約款は「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権（株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）が自ら設定し募集を行う受益権に限ります。）に係るお客さまの投資信託受益権振替決済口座（以下「振替決済口座」といいます。）を口座管理機関である当社に開設することに関するお客さまとの取決めです。
2. 投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程の定めるものとします。
3. お客さまと当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本約款に定めがない場合には、「投資信託取引口座約款」をはじめ当社の他の約款・規程等、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び関連諸法令の定めるところによるものとします。

### 第2条 （振替決済口座）

1. 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において開設します。
2. 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の投資信託受益権の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）とを別に設けて開設します。
3. 当社は、お客さまが投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録します。

### 第3条 （振替決済口座の開設）

1. お客さまは、当社所定の方法により、当社のインターネット取引サービス（以下「本サービス」といいます。）に申し込むことで、振替決済口座の申込みを同時に行うものとし、「投資信託取引口座約款」に定める「投資信託受益権振替決済口座設定申込書」（以下「振替決済口座設定申込書」といいます。）の提出（データによる提出を含みます。以下同じ。）を同時に行うものとします。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律に従い、当社所定の手続により本人確認を行います。
2. 当社は、お客さまから「振替決済口座設定申込書」による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設し、お客さまにその旨をご連絡します。

3. 振替決済口座は、本約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程、その他の定めに従って取扱います。お客さまには、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取り扱います。

#### 第4条 （個人情報取扱い）

お客さまの個人情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ。）の一部又は全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規定に基づく本約款の各規定により、機構、機構を通じて他の口座管理機関（以下「機構等」といいます。）に提供されることがありますが、本約款の定めにより、お客さまの個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

#### 第5条 （振替の申請）

1. お客さまは、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次の各号に定めるものを除き、当社との間で締結した投資一任契約（以下「本投資一任契約」といいます。）に基づき、当社に対し、振替の申請をすることができます。
  - 1) 差押えを受けたもの、その他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
  - 2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの
  - 3) 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - 4) 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - 5) 償還日の翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
  - 6) 販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては、次に掲げる日において振替を行うもの
    - ① 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ② 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
    - ③ 償還日の前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）
    - ④ 償還日の前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、

振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑤ 償還日

⑥ 償還日の翌営業日

- 7) 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの
2. お客さまが本投資一任契約に基づき振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社所定の依頼書に記入の上、当社にご提出いただくものとします。
  - 1) 減少及び増加の記載又は記録がされるべき投資信託受益権の銘柄及び口数
  - 2) お客さまの振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - 3) 振替先口座及びその直近上位機関の名称
  - 4) 振替先口座において、増加の記載又は記録がされるのが、保有口か質権口かの別
  - 5) 振替を行う日
3. 前項第1号の口数は、1口の整数倍（「投資信託約款」に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数の場合には、その単位の整数倍とします。）となるよう提示いただきます。
4. 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ないものとします。また、同項第4号については、振替先口座をお客さまの振替決済口座としてご提示いただきます。
5. 当社以外の口座管理機関への振替の申請の場合、当社が定めるところに基づき、お客さまに事務手数料をご負担いただくことがあります。
6. 本投資一任契約に基づき投資信託受益権をご購入された場合、前各項の手続を待たずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取り扱います。

## 第6条 （他の口座管理機関への振替）

1. 当社は、お客さまから申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、お客さまから振替の申出があった投資信託受益権について、当該他の口座管理機関が当社自らの募集にかかわる銘柄の口座管理機関として、当社から指定されていない場合、当社は振替の申出を受け付けないことがあります。
2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の方法によりお申込みいただきます。

## 第7条 （質権の設定）

お客様の投資信託受益権について、質権を設定される場合には、当社が認めた場合の質権の設定についてのみ行うものとし、この場合、機構が定めるところに従い、当社所定の手続による振替処理により行います。なお、当該振替処理に係る事務費用は、お客様の負担とさせていただきます場合があります。

## 第8条 （償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金を含みます。以下同じ。）、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、当社が別途定める方法によりお客様にお支払いします。なお、収益分配金については、原則として本投資一任契約に基づき再投資を行います。

## 第9条 （申請の委任）

振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又は本投資一任契約に基づく解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し、振替法に基づく抹消の申請に関する手続をご委任いただいたものとし、当社は、当該委任に基づき、お客様に代わって手続を行います。

## 第10条 （お客様への連絡事項）

1. 当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。
  - 1) 償還期限（償還期限がある場合に限り。）
  - 2) 収益分配金（分配がある場合に限り。）
  - 3) 残高照合のための報告
2. 前項の残高照合のための報告は、投資信託受益権の残高に異動があった場合に、当社所定の時期に年1回以上、ご通知します。また、当社が法令等の定めるところにより「取引残高報告書」を定期的に通知する場合には、残高照合のための報告内容を含めて行うことをもって当該報告に代えるものとします。その内容にご不審の点があるときは、すみやかに当社に直接ご連絡ください。

## 第11条 （当社の連帯保証義務）

機構又は日本証券代行株式会社が、振替法等に基づき、お客様（振替法第11条第2項に定める加入者に限り。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- 1) 投資信託受益権の振替手続を行った際、機構又は日本証券代行株式会社において、誤

記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分（投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、解約金、収益の分配金の支払をする義務

- 2) その他、機構又は日本証券代行株式会社において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

## **第12条 （取扱銘柄）**

機構において取り扱う投資信託受益権のうち、当社が自ら募集又は私募の取扱いを行っていない銘柄については、取り扱いません。

## **第13条 （緊急措置）**

法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は、臨機の処置を取ることができるものとします。

## **第14条 （解約）**

1. 「サービス利用約款」に基づき、当社サービスが終了する場合には、振替決済口座は解約されます。
2. 振替決済口座が解約となった場合において、投資信託受益権の振替手続が遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの費用をお支払いいただくことがあります。

## **第15条 （約款の変更）**

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

## **第16条 （準拠法及び合意管轄）**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

## **第17条 （当社が別に定める約款等の適用）**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとしま

す。

以上

2020年11月24日制定

## 特定口座管理約款

### 第1条 （約款の趣旨）

1. 本約款は、お客さまが特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得計算等の特例を受けるために株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）に開設される特定口座に係る振替口座簿への記載若しくは記録、又は当該特定口座における上場株式等の保管の委託について、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号及び第 3 号に規定される要件と、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収の特例を受けるために当社に開設される特定口座（源泉徴収選択口座に限りません。）における配当等の受領について、同法第 37 条の 11 の 6 第 4 項第 1 号に規定される要件及び当社との権利義務関係を明確にするための、お客さまとの取決めです。なお、当社が取扱う上場株式等は、投資信託受益権に限定されます。
2. お客さまと当社の間における各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項について、本約款に定めがない場合には、当社が別に定める約款・規程等、「投資信託説明書（交付目論見書）」及び租税特別措置法その他関連諸法令の定めるところによるものとします。

### 第2条 （特定口座の開設）

1. 当社所定の方法により、「特定口座開設届出書」（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 1 号に規定するものとします。以下同じ。）に租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 3 第 2 項に定められ当社が必要と認める書類を添付して当社にご提出（データによる提出を含みます。以下同じ。）いただくことにより、特定口座のお申込みをいただくものとします。当社は、「特定口座開設届出書」を受領後、租税特別措置法施行令に定める書類にてお客さまの氏名、生年月日、住所及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定するものをいいます。以下同じ。）を確認します。
2. 当社が前項に掲げる書類の確認を終了した後、お客さまと当社の間の本約款に係る契約（以下「本契約」といいます。）が成立し、当社は、お客さまの特定口座を開設するものとします。
3. お客さまが当社に特定口座を開設される場合には、あらかじめ又は同時に当社に投資信託取引口座（「投資信託取引口座約款」に規定される投資信託取引口座をいいます。）及び振替決済口座（「投資信託受益権振替決済口座管理約款」に規定される投資信託受益権振替決済口座をいいます。）を開設していただくことが必要です。
4. 特定口座は、当社にお客さまお一人につき 1 口座に限り開設が可能です。
5. お客さまは特定口座を解約した後、当該解約日からその年の 12 月末日までの間、当社

に対して再度特定口座の開設を申し込むことができません。

6. 特定口座に係る特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座に保管の委託がされている上場株式等をいいます。以下同じ。）の譲渡による所得について、源泉徴収を希望される場合には、当社所定の方法により「特定口座源泉徴収選択届出書」を提出していただきます。また、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」が提出された年の翌年以降における特定口座内保管上場株式等の譲渡については、お客さまからその前年の当社が別途定める期日までに源泉徴収を希望しない旨のお申し出がない限り、当該「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出があったものとみなします。
7. 当社においてお客さま口座への最初のご入金を確認された日（以下「初回入金日」といいます。）以降は、年内に特定口座における源泉徴収の取扱いを変更することはできません。初回入金日以降、特定口座における源泉徴収の取扱いの変更を希望される場合には、当社が別途定める期日までに、当社所定の方法により「特定口座源泉徴収選択届出書」（以下「変更書面」といいます。）を提出するものとします。当該提出があった場合、ご提出日の属する年の翌年より適用されるものとします。
8. 源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算及び源泉徴収等の特例を受けるためには、支払い確定日前の当社が定める日までに、当社所定の方法により「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」を提出していただきます。お客さまが上記の特例を受けることをやめる場合には、当社が別途定める期日までに、当社所定の方法により「源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書」を提出するものとします。初回入金日以降に当該提出があった場合、ご提出日の属する年の翌年より適用されるものとします。

### **第3条 （特定保管勘定における保管の委託等）**

上場株式等の保管の委託等は、当該保管の委託等に係る口座に設けられた特定保管勘定（当該口座に保管の委託等がされている上場株式等につき、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において行います。

### **第4条 （特定口座を通じた取引）**

特定口座を開設されたお客さまと当社との上場株式等の取引は、原則、特定口座を通じて行うものとします。

### **第5条 （所得金額等の計算）**

特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額の計算及び源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算は、租税特別措置法その他関係法令の定めに基づき行います。

## 第6条 （源泉徴収）

1. お客さまから「特定口座源泉徴収選択届出書」の提出があった場合には、当社は租税特別措置法、地方税法その他関係法令に基づき、特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、所得税及び地方税の源泉徴収又は還付を行います。
2. 源泉徴収は、特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価に相当する金額の支払いをする際に行います。
3. 源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。）において処理します。

## 第7条 （還付）

租税特別措置法、地方税法その他関係法令に基づき、前条により源泉徴収した税金について還付を行う場合には、投資一任契約に基づく再投資、又はお客さまの指定の金融機関口座への振込により行います。

## 第8条 （特定口座に受け入れる上場株式等の範囲）

当社は、お客さまの特定保管勘定に次に定める上場株式等のみを受け入れします。

- 1) お客さまが「特定口座開設届出書」をご提出いただいた後、投資一任契約に基づき当社で購入をお申込みのうえ取得された投資信託受益権で、その取得後直ちに特定口座に受け入れするもの
- 2) 当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客さまの特定口座に受け入れられている特定口座内保管上場株式等の全部又は一部を、所定の方法により当社の当該お客さまの特定口座に移管することにより受け入れる上場株式等
- 3) 前各号のほか租税特別措置法施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項にもとづき定められる上場株式等

## 第9条 （源泉徴収口座で受領する上場株式等の配当等の範囲）

1. 当社はお客さまの源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、租税特別措置法第 9 条の 3 の 2 第 1 項に規定する上場株式等の配当で同項の規定に基づき当社により所得税が徴収されるべきもの（当社の振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は保管の委託等がされている上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等をいいます。）に係るものに限り）のみを受け入れます。
2. 当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等とその支払をする者から受け取った後直ちにお客さまに交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入

れます。

#### **第10条 （譲渡の方法）**

特定保管勘定において保管の委託等がされている投資信託受益権の譲渡については、法令に従った当社の指定する方法により行うものとします。

#### **第11条 （特定口座からの投資信託受益権払出しに関する通知）**

特定口座から投資信託受益権の全部又は、一部の払出しがあった場合には、当社はお客さまに対し、租税特別措置法施行令の定めるところにより当該払出しの通知を行います。

#### **第12条 （特定口座年間取引報告書の交付）**

1. 当社は、租税特別措置法の定めるところにより、「特定口座年間取引報告書」を作成し、翌年1月31日までに、特定口座を開設いただいたお客さまに、電子交付により交付します。なお、お客さまよりご請求があり当社が必要と認める場合には、郵送により交付します。また、租税特別措置法の定めるところにより、その年中に取引等（譲渡等及び配当等の受け入れ（年中に受渡しが完了したもの））のなかった特定口座については、「特定口座年間取引報告書」の交付を行いません。ただし、お客さまよりご請求があった場合にはこの限りではありません。また、第13条の規定により特定口座が廃止された場合には、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに「特定口座年間取引報告書」をお客さまに交付します。
2. 当社は「特定口座年間取引報告書」を2通作成し、1通をお客さまに交付し、1通は当社の所轄の税務署に提出します。

#### **第13条 （届出事項の変更）**

特定口座の開設後に、「特定口座開設届出書」の記載事項に変更があったときには、お客さまには直ちに「特定口座異動届出書」（租税特別措置法施行令第25条の10の4に規定するものをいいます。）を当社所定の方法によりご提出いただくものとします。また、その変更がお客さまの氏名、住所、個人番号に係るものである場合には、租税特別措置法施行令第25条の10の3第2項に定められ当社が必要と認める確認書類を確認させていただきます。

#### **第14条 （解約）**

次に掲げるいずれかに該当する場合には、本契約は解約され、当該解約に伴いお客さまの特定口座は廃止されるものとします。

- 1) お客さまが当社に対して「特定口座廃止届出書」（租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定するものをいいます。以下同じ。）を提出されたとき
- 2) お客さまが、海外転勤等により出国され、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居

住者に該当しないことになったとき。この場合は、お客さまから当社に、租税特別措置法施行令第25条の10の5第1項に基づき、租税特別措置法施行令第25条の10の7第1項に規定する「特定口座廃止届出書」が提出されたものとみなされ、同条第2項の規定が適用されます。

- 3) 「特定口座開設者死亡届出書」(租税特別措置法施行令第25条の10の8に規定するものをいいます。)が提出され、相続又は遺贈手続が完了したとき
- 4) 「サービス利用約款」に基づき、当社サービスが終了するとき。この場合は、当該解約日に「特定口座廃止届出書」の提出があったものとみなされます。
- 5) お客さまが本約款及び当社の他の規定・約款、その他法令諸規則等に違反した場合において当社が、解約を申し出たとき
- 6) やむを得ない事由により当社が解約を申し出たとき

#### **第15条 (免責事項)**

お客さまが第13条に定める変更手続を怠ったこと、その他当社の責に帰すべきでない事由により、特定口座に係る税制上の取扱い又は本約款の変更等に関しお客さまに生じた損害については、当社はその責を負わないものとします。

#### **第16条 (約款の変更)**

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

#### **第17条 (準拠法及び合意管轄)**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

#### **第18条 (当社が別に定める約款等の適用)**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとします。

以上

2021年11月26日改定

## 口座振替約款

### 第1条 （約款の趣旨）

本約款は、株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）に対する投資信託の取得に必要な金銭の預入を、当社と口座振替の取扱いを提携している金融機関又は資金移動業者（以下「提携金融機関等」といいます。）におけるお客さまの指定する口座（お客さまが提携金融機関等に開設した口座をいい、以下「指定口座」といいます。）から当社口座への振替により行うこと（以下「口座振替サービス」といいます。）について、お客さまと当社との間で締結する契約（以下「本契約」といいます。）に関するお客さまとの取決めです。

### 第2条 （本契約の成立及び本約款の適用）

1. お客さまは、口座振替サービスの利用を希望する場合、本約款の内容を了承の上、当社が定める方法により本契約の申込みを行うものとし、当社がこれを承諾した場合に本契約は成立し、本約款が適用されるものとします。
2. 当社が前項に基づく承諾を行うにあたっては、次の各号の条件を満たすことを必要とします。
  - 1) 指定口座が第3条第1項から同条第3項に違反していないこと
  - 2) お客さまが提携金融機関等に対し、指定口座から当社口座への投資信託の取得に必要な金銭の口座振替を委任していること

### 第3条 （指定口座に関する制限）

1. 指定口座は、お客さまが提携金融機関等に開設している口座に限ります。
2. 指定口座の名義は、当社に開設したお客さま名義の口座（以下「お客さま口座」といいます。）の名義と同一としてください。
3. 指定口座はお客さまお一人につき1口座とします。

### 第4条 （投資信託の取得に必要な金銭の預入れ等）

1. お客さまは、「サービス利用約款」第9条の定めにかかわらず、当社が定めた日（以下「振替日」といいます。）に、当社との間で締結した投資一任契約に関する預り資産（以下「預り資産」といいます。）を、当社口座へ口座振替サービスにより預け入れることができるものとします。ただし、振替日が提携金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日を振替日とします。
2. 当社は、振替日から起算して7営業日目（当該日が組入れる当社投資信託の購入申込受付不可日の場合は、その直後に到来する購入申込受付が可能な営業日）に当社投資信託

の取得の発注を行います。

3. 第 1 項に定める当社口座への口座振替サービスによる預入れは、当社が別途定める日（以下「申込締日」といいます。）までに第 2 条第 1 項に従う申込みが当社に到達したのに対して、当該申込締日以降に最初に到来する振替日から開始するものとします。
4. お客さまは、当社が定める方法に従い、口座振替サービスにより当社に預け入れる投資信託の取得に必要な金銭の金額を定めることができます。なお当該金額は、別段の定めがない場合、1 万円以上 1,000 円単位で定めることができるものとします。
5. お客さまは、あらかじめ振替日に振り替えられる投資信託の取得に必要な金銭相当額を指定口座に預け入れておく必要があるものとします。
6. 口座振替サービスにおける振替先となる当社口座は、「サービス利用約款」第 9 条に定める金融機関口座とみなして、「サービス利用約款」の規定を適用するものとします。

#### **第5条 （収納代行による引落とし）**

1. 当社は、口座振替サービスにおいて、預り資産の収納代行業務を任意の収納代行業者又は、お客さまが指定口座を開設した資金移動業者（以下、併せて「収納代行業者等」といいます。）に委託することができるものとします。また、収納代行業者等が投資信託の取得に必要な金銭の収納代行業務を再委託することができるものとします。
2. 当社は、当社が口座振替サービスを提供するために必要な範囲内において、お客さまの金融機関情報を収納代行業者等及びその再委託先に提供することができるものとします。
3. 収納代行業者等は、振替日に、お客さまが第 4 条第 4 項に従い定めた金額を指定口座から引き落とすこととします。

#### **第6条 （口座振替ができない場合の取扱い）**

1. 投資信託の取得に必要な金銭の振替日に、指定口座の預入額が当該金銭相当額に不足することにより当該金銭の口座振替ができない場合、当社は、当該振替日における振替を行わず、次回以降の振替日においても当該振替分については再度の口座振替を行うことはないものとします。
2. 振替日における口座振替が連続して 2 回できなかつた場合（提携金融機関等が投資信託の取得に必要な金銭の口座振替の取扱いを停止した場合を含みます。）、当社は、お客さまに対する何らの事前の通知等を要することなく、それ以降の口座振替を停止することができるものとします。

#### **第7条 （指定口座又は提携金融機関等の変更に関する通知等）**

1. お客さまは、指定口座を同一の提携金融機関等の他の口座又は他の提携金融機関等の口座に変更することができます。この場合、お客さまは、あらかじめ当社及び当該金融

機関等に通知するものとします。なお、本項に定める指定口座の変更の通知は、変更後の指定口座に関する口座振替サービスの利用の申込み（第2条第1項ご参照。）、及び変更前の指定口座に関する口座振替の取扱いの停止の通知（次項ご参照。）とみなし、本約款の規定（ただし第4項を除きます。）を適用するものとします。

2. お客さまは、預り資産の口座振替の取扱いを停止するときは、当社が別途定める日（以下「停止締日」といいます。）までに、当社に通知するものとします。
3. 前項に定める通知が停止締日以前に当社に到達した場合、口座振替の取扱いは、当該停止締日以降に最初に到来する振替日から停止するものとします。なお、前項に定める通知が停止締日の翌日以降に当社に到達した場合、当該停止締日以降に最初に到来する振替日における指定口座からの引落しは行われ、その次に到来する振替日から停止するものとします。
4. お客さまは、口座振替の取扱いを停止した後に、口座振替の取扱いの再開を希望する場合は、当社が定める方法に従い再開の申込みを行うものとします。この場合において、当社口座への口座振替サービスによる預入れは、申込締日までに当該再開の申込みが当社に到達したのに対して、当該申込締日以降に最初に到来する振替日から再開するものとします。
5. 当社又は提携金融機関等のやむを得ない事情により振替日を変更する場合、あらかじめお客さまに通知するものとします。

## 第8条 （解約）

1. 「サービス利用約款」に基づき、当社サービスが終了する場合には、本契約は解約されます。
2. 第2条第2項各号のいずれかの条件を満たさなくなった場合には、本契約は解約されます。
3. 本契約が当社の別途定める日（以下「終了締日」といいます。）以前に終了した場合、口座振替の取扱いは、当該終了締日以降に最初に到来する振替日から行われなくなるものとします。なお、本契約が終了締日以降に終了した場合（ただし、当該終了の時点において口座振替の取扱いが停止中である場合を除きます。）、当該終了締日以降に最初に到来する振替日における指定口座からの引落しは行われます。

## 第9条 （約款の変更）

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

**第10条 （準拠法及び合意管轄）**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

**第11条 （当社が別に定める約款等の適用）**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとします。

以上

2022年6月2日改定

## 法人口座約款

### 第1条 （約款の趣旨）

本約款は、内国法人であるお客さまが株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）に開設される法人口座（以下「本口座」といいます。）で行われる取引又はサービスに関するお客さまとの取決めです。

### 第2条 （約款の例外）

本約款と「サービス利用約款」その他当社が定める約款・規程等との間に抵触する規定がある場合は、別段の定めがない限り、本約款が優先するものとします。

### 第3条 （申込方法）

1. お客さまは本約款の内容に同意の上、本約款及び「サービス利用約款」その他当社が定める約款・規程等に従い本口座開設申込みを行うものとします。
2. 前項に基づくお客さまの本口座開設申込みは、お客さまが国内に登記のある内国法人（厚生年金基金は除く）である場合にのみ行うことができるものとし、当社が当該申込みを承諾した場合に本口座開設及び投資一任契約に基づく取引等を行うことができるものとします。なお、当社が承諾をしない場合、その理由等は開示しないものとします。

### 第4条 （取引責任者等）

1. お客さまが本口座開設を申し込む場合には、本口座において行われる取引及びサービスについて法人代表者により代理権を付与されたご担当者（以下「取引責任者」といいます。）の氏名、所属部署及び連絡先を当社に届け出るものとします。
2. 取引責任者は法人の役員又は従業員である自然人1名とします。ただし、法人代表者自身を取引責任者として選任することもできるものとします。
3. お客さまは本口座開設の申込みにあたり、商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、法人の印鑑証明書、取引責任者の本人確認書類その他当社が定める書類を提出するものとします。
4. お客さまは当社に登録した電子メールアドレス、お客さまの指定したパスワードを取引責任者以外の第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
5. 当社は前項の電子メールアドレス・パスワードの一致を確認した場合は、当該行為は口座名義人であるお客さまによってなされたものとします。

## 第5条 （法人番号の届出）

お客さまには、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）、その他の関係法令等の定めに従って、本サービスの申込時、法人番号の通知を受けたとき、又は番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客さまの法人番号を当社に届け出ていただきます。

## 第6条 （届出事項の変更）

1. お客さまは本口座開設後、改名・改称・移転、代表者・取引責任者の変更等、届出事項等に変更があるときは遅延なくその内容を当社へ届け出るものとします。
2. 前項の場合、お客さまは商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書、法人の印鑑証明書、取引責任者の本人確認書類その他当社が定める書類を提出するものとします。

## 第7条 （解約）

「サービス利用約款」に基づき、当社サービスが終了する場合には、本口座は解約されるものとします。また、お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合、当社は本口座を解約できるものとします。

- 1) 破産手続開始、特別清算開始、再生手続開始、会社更生手続開始の申出があったとき
- 2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
- 3) 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分その他これに準ずる処分を受けたとき
- 4) 支払いを停止したとき
- 5) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 6) 前各号のほか、お客さまの財産状態が悪化しその信用状態に著しい変化が生じたとき
- 7) その他当社がやむを得ない事由により解約を申し出たとき

## 第8条 （免責）

当社は、お客さまが第6条に定める変更手続を怠ったことその他の当社の責に帰すことのできない事由によりお客さまに生じた損害については、その損害を賠償する責任を負わないものとします。

## 第9条 （約款の変更）

1. 当社は、法令等の変更又は監督官庁の指示、その他の必要が生じたときに、本約款の内容を変更することができます。
2. 本約款を変更する旨及び変更後の本約款の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当社ウェブサイト等への掲載等、当社所定の方法により周知します。

**第10条 （準拠法及び合意管轄）**

1. 本約款に関する準拠法は日本法とします。
2. お客さまと当社との間の本約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄とすることに合意するものとします。

**第11条 （当社が別に定める約款等の適用）**

本約款に別段の定めがないときには、当社が別に定める約款等が適用されるものとします。

以上

2020年11月24日制定

## 特定投資家制度

### 1. 特定投資家制度とは

金融商品取引法（他の法令で準用する場合があります）では、お客さまを「特定投資家」とそれ以外の「一般投資家」に区分して金融商品の販売・勧誘を行なうという特定投資家制度が設けられています。

お客さまが、特定投資家に該当する場合には、株式会社 susten キャピタル・マネジメント（以下「当社」といいます。）がお客さまに金融商品を販売・勧誘するにあたり、当社が遵守すべき法律上のルール（行為規制）が、一部適用除外となります。

### 2. 特定投資家に該当するお客さま

法律上、特定投資家とされるお客さまは以下のとおりです。

- (1) 資本金の額が5億円以上の株式会社
- (2) 上場企業（金融商品取引所に上場されている株式の発行者である会社）
- (3) 特殊法人、独立行政法人
- (4) 特定目的会社、投資者保護基金、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、金融商品取引業者、特例業務届出者、外国法人
- (5) 国、日本銀行、適格機関投資家

※上記の特定投資家に該当しないお客さまは、原則として一般投資家となります。

※当社のお客さまには、上記に記載されたお客さまは原則としておりません。

### 3. 特定投資家に該当するお客さまに適用されないルール

前記1のとおり、特定投資家に該当するお客さま（前記2ご参照）には、金融商品を販売・勧誘される際に当社が遵守すべき法律上のルール（行為規制）のうち以下のもの等が、金融商品取引法上、適用除外となります。

- (1) 適合性の原則、広告等の規制、書面による解除（クーリング・オフ）
- (2) 契約締結前及び契約締結時等の書面交付義務
- (3) 取引態様の事前明示義務、顧客の有価証券を担保に供する行為等の制限

### 4. 特定投資家であるお客さまが特定投資家以外の顧客（一般投資家）とみなされる場合の取扱い

当社は、選択により一般投資家へ移行することができる特定投資家のお客さま（上記2(1)から(4)に該当するお客さま）より、自己を特定投資家以外の顧客として取り扱うようお申出いただいた場合、一般投資家としてお取扱いいたします。なお、特定投資家へ復帰をご希望されるお客さまは、復帰の手続が必要となります。

## 5. 特定投資家以外の顧客（一般投資家）であるお客さまが特定投資家とみなされる場合の取扱い

法律上、選択により特定投資家に移行することが可能な一般投資家のお客さまは以下のとおりです。

- (1) 上記2(1)から(5)に記載された特定投資家に該当しない法人
- (2) 3億円以上の出資額を有している匿名組合契約、組合契約、有限責任事業組合契約の営業者である個人
- (3) 純資産額が3億円以上、投資性金融資産額\*が3億円以上であり、当社との間で1年以上の取引経験を有していること

\*投資性金融資産とは、有価証券、デリバティブ取引等を意味します。当社は、選択により特定投資家に移行することが可能な一般投資家のお客さまより、自己を特定投資家として取扱うようお客さまより所定の方法によりお申出をいただき、かつ当社がお客さまの申出を承諾した場合に限り、当該承諾日より、特定投資家としてお取扱いいたします。お取扱いの期限は1年間となります。また、期限内に一般投資家に復帰をご希望されるお客さまは、復帰の手続きが必要となります。